

# 平成29年度事業計画

## I 平成29年度事業目標

昨年度の事業計画では、市民に寄り添う「身近な暮らしの法律家」という司法書士像を確立するための基盤を充実させ、社会的要請に応える職能として認知されるための事業を推進するとして、4つの重点事業を掲げた。

それらのすべてが、今なおその重要性を失っておらず、今後も継続的に取り組む必要があるものと考えている。

また、社会情勢の変化が著しい昨今であり、それとともに法的ニーズの変化も激しく、市民からは自分たちの力になってくれる身近な法律家の存在が求められている。われわれ司法書士は、その市民の期待に応え、市民から「あっそうだ！司法書士のところへ相談に行こう。」といってもらえる存在を目指していかなければならない。

その具体的な法律家像として、次のようなものを挙げるができる。

「市民が気軽に相談できる法律家」 「市民と共に行動する支援型の法律家」 「市民のくらしの中に存在する人権を擁護する法律家」 「予防司法の担い手として、市民の生活を未来へつなぐ法律家」
--

このような、「未来へつなぐ法律家」として司法書士の存在を市民に向けて広く発信をしていくと共に、昨年度からの重要な継続事項を含め事業展開をしていかなければならない。

ただし、司法書士自らも、初心を忘れることなく身を質さなければならないこと並びにその集合体である岐阜県司法書士会についてもその組織基盤を質すことは継続事業として重要な課題である。

## II 事業目標を達成するための重点項目

- 1 組織基盤を見直し体制を強化する事業
- 2 司法書士業務の充実発展を図る事業
- 3 市民に提供できる法的支援を実践する事業
- 4 法改正に対応する事業

## III 重点事業

- 1 組織基盤を見直し体制を強化する事業

(1) 財政基盤の健全化

総合対策委員会答申の執行状況に合わせて、その体制に財政を適合させる。

連合会への特別会費の出費、当会の一般会計と特別会計のバランス並びに支部への委託事業負担と支部事務支給金のバランスなど総合的な見直しを図る。

(2) 総合対策委員会答申への対応

総合対策委員会答申を実行に移すため、当初は執行部で対応するが、時機を見てPTを立上げて対応する。

(3) 会員の執務・品位保持の徹底

近時発覚した会員の不祥事は本会創設後初めての出来事であり、役員だけでなく全会員が驚愕し、自らの執務姿勢を見直したことと思われる。このような事件が再発しないよう、会員の真摯な執務姿勢・倫理の徹底を図るべく必要な研修を危機管理機能としての仕組みを利用しながら実施する。

## 2 司法書士業務の充実発展を図る事業

(1) 相続登記を含む登記業務の促進及び空き家・所有者不明土地対策

法定相続情報証明制度の施行が間近に迫っており、その情報収集・情報提供に備える。

空き家・所有者不明土地問題は、県の要請により一部地域では既に設置されているが、今後、各市町村にも空家対策協議会が多く設置されていくものと予想される。司法書士として、各協議会への参加要請には積極的に応えていく必要があり、それには、現状の企画部のみでは対応が困難であるので、「空家等対策委員会」（仮称）を新たに設置し、委員会において現状の把握や問題点等の情報を交換し、会員へ情報提供を図る予定である。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画の経過情報提供

司法書士は、職業後見人の第一人者として成年後見制度にかかわってきた。今や、新人司法書士にとっても成年後見制度は大切な司法書士業務となっている。

成年制度利用促進法に基づき策定された「成年後見制度利用促進基本計画」が推進され実行に移されていく中で、我々司法書士がその取組みに関与しなければならぬことは当然のことと考えられる。そのため、LS等の協力を得ながら、この計画の進捗状況等の情報を収集し会員へ情報提供する。

また、未成年後見への取組みについても、シンポジウムの開催情報等を会員へ提供する。

(3) 財産管理業務の促進及び環境整備

司法書士法施行規則第31条に規定されている、いわゆる財産管理業務も司法書士の業務として重要なものとなってきている。会員において実践した財産管理業務の実例の提供を受け、31条業務研究委員会においてより実践的・具体的な

業務モデル例等を検討し、財産管理業務の推進を図り環境を整備する。

#### (4) 裁判書類作成・相談業務の充実

現在、簡裁代理権を使いきっているという状況にないことは明白な事実と思われる。これは、「140万円」という金額が代理の前提としての書類作成業務を萎縮させていることにあるのではないかと思われる。そこで、書類作成業務を再認識してもらい、併せて書類を作成する上で必要不可欠な相談業務の手法等を研修を通じて行う。

### 3 市民に提供できる法的支援を実践する事業

#### (1) ADRの実践・裁判所調停の促進

開設された「司法書士調停センターあゆみ」は市民事業部が所管するが、その実行は「司法書士調停センター」が行う。本会としては、そのセンターの活動を広く市民に知らせるための広報活動をしていく。

現在、多くの会員が各裁判所の調停委員・司法委員・参与等となって活躍している。しかし、会員の実務への裁判所民事調停・家事調停に対する理解・実践はそれほど多くはないといえる。前記裁判外調停センターの手續と共に裁判所調停手續への会員の理解を深め、法的解決手段の一つとして市民を支援していく。

#### (2) 高齢者・若年層の消費者被害への対応と消費者教育・法教育の充実

高校生を対象としたいわゆる「学校へ行こう」事業は、当然継続していかなければならない。しかしながら、本会が支部任せにしていたこともあり、支部間において講義内容等に関きがある状態にある。

そこで、各支部の独自性を尊重しつつ、「シナリオ」を改定・再構成すべく、各支部内の学校へ行こう担当者による情報交換・情報提供の機会を設け、その問題点などを検討していきたい。

### 4 法改正に対応する事業

#### (1) 司法書士法改正への対応

あまり前進していない司法書士法改正であるが、引き続き連合会・会長会から情報を収集し提供する。

#### (2) 不動産登記法改正への対応

平成29年度にオンライン申請(資格者代理人方式)が実施される予定であり、その手續方法等に対応する。

#### (3) 民事法改正への実務的対応

民法改正が具体性を帯びてきたので、施行日までに対応可能なPT又は研究会を立ち上げたい。